

令和2年瑞穂町農業委員会8月総会

令和2年8月24日、令和2年瑞穂町農業委員会8月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

1番	村山正信	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	榎本雄一
5番	坂田敬一	6番	長谷部冬樹	7番	清水正久	8番	榎本和夫
9番	榎本勝昭	10番	臼井順央	11番	栗原始	12番	上野勝

農地利用最適化推進委員

池田幸司	関谷博明	西村一彦
------	------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業課長 (事務局長)	長谷部 康行	農政係長 (書記)	田中 悠也
農政係	竹中 都佳紗		

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	諸報告
日程第3	議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) 出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 2 年瑞穂町農業委員会 8 月総会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、3 番委員の青木 一幸さんと 4 番委員の榎本 雄一さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第 1 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。議案第 1 号、番号 1 について担当委員より報告をお願いします。

11 番委員 (栗原 始 君) 議案第 1 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 8 月 13 日 (木) 午前 10 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さんより聞き取り調査を行いました。今回の農地は継続で利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、ダイコン、トウモロコシ、ハウレンソウ、ナス、ジャガイモを栽培しています。耕作面積は約 5 反です。農業従事者は本人、ボランティアです。農業従事日数は本人 300 日、ボランティア 200 日です。所有機械は耕耘機 2 台、刈払機 2 台を所有しています。販路につきましては、個人販売、量販店です。

取得農地の営農計画ですが、ジャガイモ、ダイコンを栽培予定です。通作距離は車で 5 分です。販路については個人販売です。

担当委員の意見としましては、申請人は申請地について効率的に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第1号、番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第1号、番号2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第1号、番号2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。議案第1号、番号2について担当委員より報告をお願いします。

11 番委員 (栗原 始 君) 議案第1号、番号2 農業経営基盤強化促進法による利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は8月13日(木)午前11時50分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。今回の農地は継続して利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物としては、トウモロコシ、ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ハクサイです。耕作面積は約2ヘクタールです。農業従事者は本人と妻、従業員5人、パート1人です。農業従事日数は本人350日、妻300日、従業員各250日、パート200日です。所有機械はトラクター4台、管理機5台、軽トラック1台、1tトラック2台、軽バン1台です。販路としては、量販店、市場、直売所です。

取得農地の営農計画はトウモロコシ、キャベツを栽培予定です。通作距離は車で3分です。販路は量販店、市場、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地を適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第1号、番号2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第1号、番号3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第1号、番号3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。議案第1号、番号3について担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (関谷 博明 君) 議案第1号、番号3 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は8月13日(木)午前10時20分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さんより聞き取り調査を行いました。今回の農地は継続で利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、茶、ダイコン、ニンジン、サトイモ、ジャガイモを栽培しています。耕作面積約4反です。農業従事者は本人、妻です。農業従事日数は本人300日、妻250日です。所有機械はトラクター1台、ユンボ1台、1tトラック1台、軽トラック1台、管理機3台を所有しています。販路につきましては、学校給食、量販店です。

取得農地の営農計画ですが、ネギ、サトイモ、ニンジン、ジャガイモを栽培予定です。通作距離は車で20分です。販路については学校給食、量販店です。

担当委員の意見としましては、申請人は申請地について効率的に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第1号、番号3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第1号、番号4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第1号、番号4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。議案第1号、番号4について担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (関谷 博明 君) 議案第1号、番号4 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容ですが、議案第1号、番号3と権利の設定を受けるものが同一であり、一体として利用するため営農計画も同様であります。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第1号、番号4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第1号、番号5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項

の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(竹中 都佳紗 君) 議案第1号、番号5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号5、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇、備考農地中間管理事業。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件については、現地調査を実施しておりますが、農地中間管理機構へ利用権を設定する案件であるため、今後貸借人が決定した際に営農計画等を聴取します。質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第1号、番号5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号、番号1 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局

(竹中 都佳紗 君) 議案第2号、番号1 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲受人〇〇、譲渡人〇〇、転用理由既存貸駐車場の緑地帯として使用するため新たに転用するもの、以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

7番委員

(清水 正久 君) 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に伴う現地調査について報告します。8月13日(木)午前10時から現地調査を行いました。調査員は、会長、担当委員、事務局でした。申請者である〇〇さんから聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

【調査内容1】農地の区分と転用目的についてですが、先ほど事務局から説明がありましたが、農地区分は農用地区域内農地外で第3種農地に該当します。そのため、既存の貸駐車場へ新たに設置する緑地帯としての転用は適当と判断しました。

【調査内容2】資力及び信用についてですが、事務局が見積書と残高証明

書にて支払いが可能なことを確認していることから、適当と判断しました。

【調査内容3】転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはないということでした。

【調査内容4】申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、事務局が見積書及び図面等から申請の用途を確認していることから遅滞なく建築することが確実であると判断しました。

【調査内容5】行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、都市計画法に基づく許可申請は不要、自然保護条例に基づく許可申請は受理済みであるとのことでした。

【調査内容7】計画面積の妥当性についてですが、目的に対して適当な面積であると判断しました。

【調査内容9】周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、周辺農地に影響を及ぼさない転用内容ですので、適当と判断しました。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第2号、番号1農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (田中 悠也 君) 報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君)質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和2年瑞穂町農業委員会8月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2時10分